

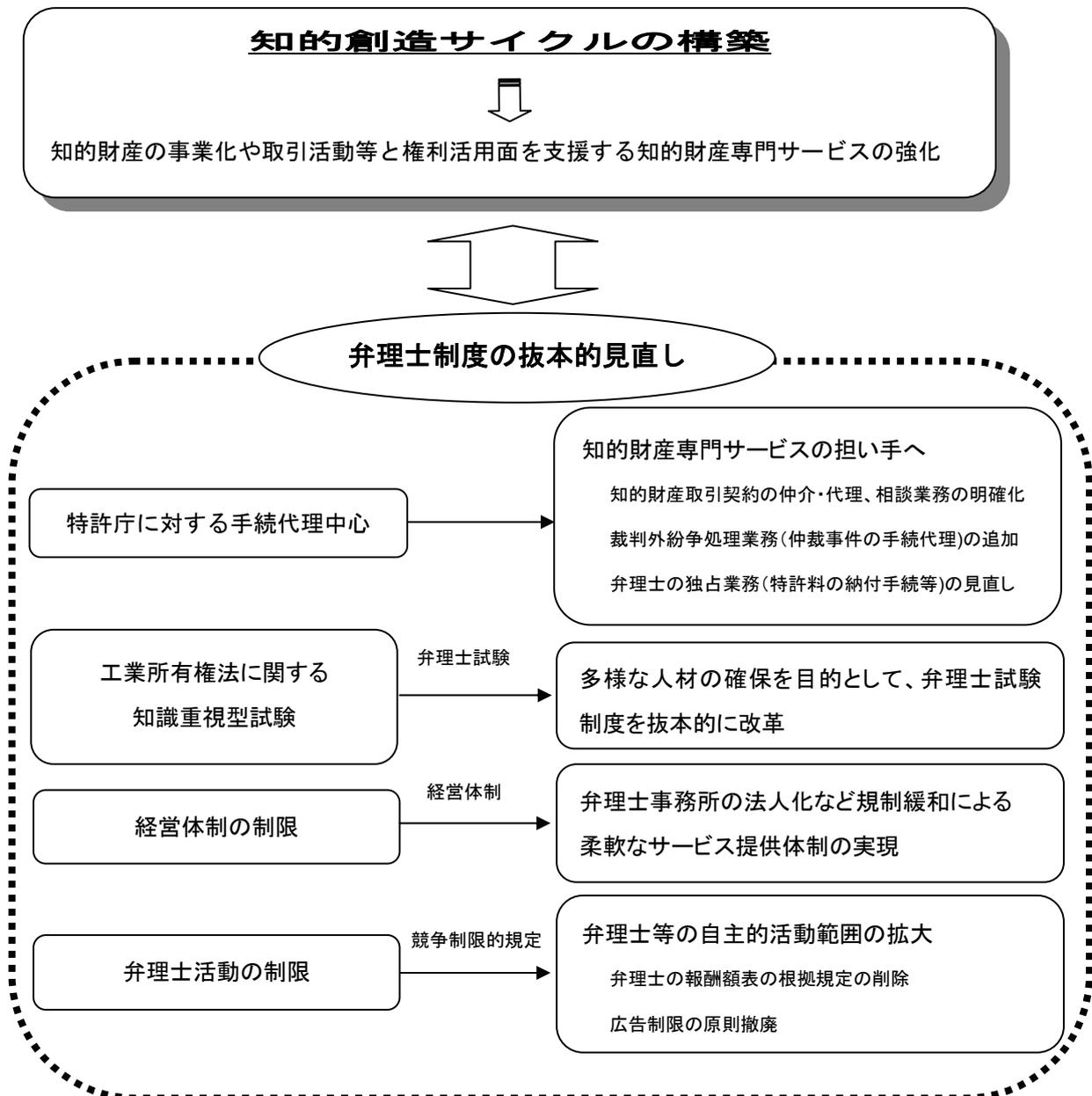
第3節 弁理士制度の充実・整備

1. 弁理士法の改正

我が国が、知的財産を戦略的に創造・保護・活用することで富を生み出す知的創造サイクルを構築し、それによる知的財産立国を目標とする中、知的財産の事業化や取引活動、さらには紛争解決等、知的財産の保護・活用を支援する知的財産専門サービスの質的・量的な拡充を図る必要性が高まってきた。

このような状況下で、その中核的な担い手として知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成・活用を図るべく、2000年に弁理士法の全面改正が行われ、その後も所要の改正が行われてきた。

【弁理士法改正の目的】



(1) 平成 12 年法改正

①目的

情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」を迎え、技術開発の成果である特許等については、単に保護するだけではなく、積極的活用を図ることが必要とされてきた。このため、従来、特許庁に対する手続代理を主業務としてきた弁理士が、知的財産の保護・活用の両面において専門的サービスを提供することが求められてきた。かかる状況を踏まえ、規制改革による競争促進、国民サービスの向上等の観点から、1921 年の法制定以来、約 80 年ぶりの抜本的見直しを行った。

②経緯

知的財産の保護・活用の両面における支援の観点から、知的財産専門サービスの中核を担う弁理士の重要性が増す中で、特許庁は、1998 年 4 月から「21 世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会」（総務部長の私的懇談会）を開催し、21 世紀においてあるべき弁理士制度について議論を行うとともに、1999 年度には、「知的財産専門サービスに関する調査研究委員会」を設置して議論を行った。

一方、規制緩和推進 3 か年計画（改定）（1999 年 3 月 30 日閣議決定）において、「国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す」ことが決定されたことにより、業務独占規定・業務範囲の見直し、法人化の解禁を含めた弁理士制度の早急な改革が必要となっていた。

また、1999 年 6 月の参議院経済産業委員会での特許法等改正案審議の際の附帯決議においても「創造的技術開発の促進とその成果の権利化・利用の促進を図るため、産学連携の強化、弁理士等による知的財産権専門サービスの充実等知的インフラの一層の整備に努めること」が求められた。

以上のような状況を踏まえ、1999 年 6 月には工業所有権審議会法制部会の下に知的財産専門サービス小委員会を設置して、知的財産専門サービスの充実、中でもその主要な担い手である弁理士の制度を中心として、裁判外紛争処理や特許裁判の在り方等も含めた幅広い論点について検討を開始した。およそ半年の間に 7 回にわたる小委員会が開催され、有識者らの委員によって、弁理士の業務拡大や、弁理士への訴訟代理権の付与、弁理士の量的拡大のための試験制度改革等に関する検討が行われた。その結果を受け、1999 年 12 月に工業所有権審議会総会において、弁理士法の改正等に関する答申が取りまとめられた。なお、弁理士への訴訟代理権の付与については、司法制度全体の枠組みの中で検討すべき問題であるとして、司法制度改革審議会における検討にゆだねられることとなった。

上記の答申を踏まえた法律案は、2000 年 3 月 17 日に閣議決定された後、2000 年 3 月 21 日第 147 通常国会に法案が提出され、2000 年 4 月 26 日に新弁理士法が公布、2001 年 1 月 6 日から施行（ただし、弁理士試験関係の規定については 2002 年 1 月 1 日から、契約代理業務についての規定は 2002 年 2 月 1 日から、それぞれ施行）された。

③改正内容

a. 顧客ニーズを踏まえた弁理士の業務範囲の見直し

企業等の知的財産戦略の展開に柔軟に対応できるよう、弁理士の業務範囲を、以下のとおり見直した。

- ・工業所有権、半導体回路配置、著作物、技術上の秘密に関する売買契約、ライセンス契約の仲介・代理、コンサルティング業務を、弁理士の業務に追加。
- ・税関への不正商品の輸入差止申立における税関長への認定手続の代理業務の追加。
- ・工業所有権、半導体回路配置、特定不正競争に関する事件についての、特定の専門的仲裁機関における仲裁手続の代理や仲裁手続に付随して行われる和解手続の代理業務の追加。
- ・特許料の納付手続の代理業務を開放するなど、弁理士の独占業務を一部縮減。

b. 弁理士試験制度の改革による若く有為な人材の参入促進

業務範囲の拡大に対応しつつ弁理士の量的拡大を図るための試験内容の見直し（短答式筆記試験科目の追加、論文式筆記試験の選択科目数の削減等）、受験資格の撤廃及び予備試験の廃止、一定の資格を有する者に対する試験の一部免除規定の創設を行った。

c. 総合的サービスの提供のための特許業務法人制度の創設

弁理士に対する多様なニーズに対応し、総合的かつ継続的なサービスの実現と弁理士の地域展開の促進を図るため、特許業務法人の制度を創設するとともに、弁理士会則において地方支所の設置を解禁することとした。

- ・特許業務法人の設立には、2名以上の弁理士が社員となり定款に基づき登記をすることとした。なお、社員は全員が弁理士である必要がある。
- ・特許業務法人は、弁理士でない者にその業務をさせてはならず、社員のすべてが業務執行権を有し、かつ原則として会社代表権を有する。
- ・なお、特許業務法人の各社員は無限責任を負い、法人の財産をもって債務を完済できない場合には連帯して弁済の責任を負う。

d. 弁理士の職責、義務について

弁理士の守秘義務や信用失墜行為の禁止等を明確化し、弁理士に対する懲戒制度の整備、業務停止期間の延長（1年から2年に）、経済産業大臣の調査権（報告徴収権、書類の提出命令権）の創設、懲戒制度の手続の整備を行った。

e. その他

弁理士会の名称変更（弁理士会から日本弁理士会）、登記規定の整備、会則の大臣認可事項の縮小等、弁理士会の自主的活動強化に向けた改正を行った。

また、弁理士報酬額表の根拠となる規定を削除し、法改正と併せて行う弁理士会則の見直しで弁理士の広告制限を原則廃止した。

(2) 平成 14 年法改正

①目的

我が国においては、知的財産関連の侵害訴訟件数の増加が予測される一方、知的財産専門の弁護士の数が多いとはいえず¹、米国²に比べ十分なサービス提供が困難な状況にあった。そのため、産業界等ユーザーの側からも専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が強く要請されていた。

それを受け、特許権等の侵害に係る訴訟に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことをその内容とする弁理士法の一部改正が行われた。

②経緯

我が国の知的財産の戦略的活用を図る観点から、1999 年 12 月、工業所有権審議会において「弁理士法の改正等に関する答申」が取りまとめられ、それを受けて、弁理士法改正が 2000 年に実施された。答申において提言された事項のうち、知的財産関連訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与や裁判外紛争処理制度の充実等については、民事訴訟実務に関する十分な試験研修の実施や厳格な職業倫理の確保を条件とすべきであるとの基本的方向性については一致したものの、試験研修の具体的方法・体制の在り方、訴訟に携わる弁理士の司法制度における位置付け等については、今後更に具体的検討が必要であるとの結論に達した。訴訟実務の試験研修については、裁判所や弁護士会等司法制度関係者の協力体制が不可欠な分野であり、かつ、司法制度改革審議会において訴訟代理権の問題が審議対象として討議されることが明確になったことから、本件については、1999 年 12 月に工業所有権審議会議長から司法制度改革審議会議長に「具体的な対応策が真摯に議論され、速やかに実現に移されること」を要請した。

司法制度改革審議会では、知的財産権関係事件への総合的な対応強化と隣接法律専門職種³の活用等の観点から検討がなされ、1999 年 7 月の発足以降、延べ 60 回を超える審議を経て 2001 年 6 月に同審議会の意見書が取りまとめられた。当意見書において、弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきであるとされ、3 年以内を目途に関連法案の成立を目指す旨、2001 年 6 月 15 日に閣議決定された。

その後、2001 年 6 月に取りまとめられた、これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会（特許庁長官の私的懇談会）の報告書において「信頼性の高い能力担保措置」の大枠（能力担保措置は研修及びその効果確認を主たる目的とする試験により構成する等）が示された。

また、その具体的内容（i）能力担保措置の条件及び基本的考え方、（ii）研修レベル、研修科目等の研修の在り方、及び（iii）試験の目的、構成等の試験の在り方）について、

¹ 弁理士登録している弁護士 293 名（2002 年 6 月末時点）。

² 米国特許弁護士 20,369 名（2002 年 6 月 10 日時点）。

³ 司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、行政書士を指す。

能力担保措置ワーキンググループ(特許庁総務部長の私的懇談会)において検討がなされ、2001年11月に報告書が取りまとめられた。

さらに、2001年12月に開催された産業構造審議会知的財産政策部会では、以上の報告を踏まえ、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権の付与に関する決議がなされた。

これを受け、弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことを内容とする弁理士法の一部を改正する法律が2002年2月19日に閣議決定された後、2002年2月21日に第154回通常国会に提出され、2002年4月17日に公布、2003年1月1日に施行された。

③改正内容

特許権等の侵害訴訟¹(弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る)における訴訟代理権を弁理士に付与することとした。このため、訴訟代理権の付与を希望する弁理士に対し信頼性の高い能力担保措置²を講じることとした。弁理士の出廷について、共同受任している弁護士との共同出廷が原則であるが、裁判所が相当と認めるときは、単独出廷ができるものとした。

(3) 平成17年法改正

①目的

我が国産業の国際競争力の強化を図るため、模倣品・海賊版や営業秘密漏えいに起因する紛争等、知的財産をめぐる紛争解決の重要性が高まってきた。そのため、裁判外紛争解決手続における当事者の代理人として弁理士を一層活用することにより、知的財産の保護を強化することを目的として、弁理士法が改正され、知的財産に係る裁判外紛争解決手続³(ADR: Alternative Dispute Resolution)における弁理士の役割が拡充された。

②経緯

ADRは、厳格な訴訟手続と異なり、(i)自主性を活かした解決、(ii)プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、(iii)簡易・迅速で廉価な解決、(iv)多様な分野の専門家の知見を活かしたきめこまやかな解決、(v)紛争の実情に即した解決といった柔軟な対応が可能であり、魅力的な紛争解決手段として注目されてきた。

政府においても、ADRの拡充・活性化の重要性を踏まえ、司法制度改革推進本部事務局にADR検討会を設置し、「総合的なADRの制度基盤の整備」、「関係機関等の連携強化の促進」、「ADRにおける隣接法律専門職種の活用」について検討を行った。

このうち、「ADRにおける隣接法律専門職種の活用」については、司法制度改革審議会意

¹ 特許、実用新案、意匠、商標若しくは半導体回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益に関する侵害訴訟。

² 民事訴訟実務に関する研修及びその効果を判定するための試験により構成するもの。

³ 「裁判外紛争解決手続」とは、①訴訟によらずに、②民事上の紛争を解決する紛争の当事者のため、③公正な第三者が関与して、その解決を図るもの。仲裁、調停、あっせんといった手続を総称したもの。

見書（2001年6月）における「弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである」との提言を踏まえたものであり、a. 手続実施者としての活用、b. 代理人としての活用の両面から検討された。その結果、隣接法律専門職種が手続実施者となることについては問題ないことが確認されるとともに、代理人としての活用については、2004年11月の司法制度改革推進本部決定において、具体的な方向性が取りまとめられた。

これを受けて、弁理士法の改正を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が2005年2月8日に閣議決定された後、同日第162回通常国会に提出され、2005年6月29日に公布、同年11月1日に施行された。

③改正内容

ADRにおける弁理士の代理権を整備したものである。具体的には、(i) 弁理士による代理業務が可能な範囲が、調停・あっせん手続を含む「裁判外紛争解決手続」であることを明確化する（業務範囲の明確化）とともに、(ii) 同業務の対象に著作権に関する紛争を加えることとした。

(4) 平成19年法改正

①目的

経済のグローバル化が加速する中、我が国産業の競争力を強化する上で、戦略的な知的財産権の取得・活用を適確に支援する弁理士の役割の重要性が一層高まっており、知的財産権の中核的な担い手として、弁理士の量的拡大のみならず資質の維持及び向上を図るとともに、専門職としての責任を明確化することが必要となっていた。

また、知的財産に関する専門サービスに対するニーズの多様化等を背景として、専門職として社会のニーズに対し適確に対応することが求められることとなっていた。

このような状況に対応し、弁理士制度全体の適性化を図ることを目的として、弁理士法について所要の改正を行った。

②経緯

2000年に全面改正が行われた弁理士法の附則第13条に基づいて、法律施行後5年を経過した場合の見直し規定を踏まえ、2005年度、2006年度の2年にわたり、「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究」委員会を設置して議論を行った。また、2006年4月から産業構造審議会知的財産政策部会の下に弁理士制度小委員会が設置された。小委員会においては、6回にわたり、弁理士の資質の向上及び責任の明確化、知的財産に関する専門職としての多様なニーズへの対応等の観点から、弁理士制度について幅広い検討がなされ、2006年12月に弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」が取りまとめられ、2007年1月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「弁理士法の一部を改正する法律」は、上記報告書等を踏まえて立案され、2007年3月9日に閣議決定された後、同日第166回通常国会に提出され、2007年6月20日に公布、

2008年4月1日に施行された。ただし、試験免除対象者の拡大については2008年1月1日から、実務修習については2008年10月1日から、それぞれ施行された。

③改正内容

a. 弁理士の資質の維持及び向上

弁理士の資質を維持し、向上させるため、以下の研修制度を導入した。

- ・弁理士登録をしようとする者に対して、実際の出願書類の作成等の実務能力を担保するための実務修習の制度を導入。
- ・既登録弁理士に対して、最新の法令や技術動向等についての研修の定期的受講を義務化。

b. 受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保

知的財産に関する大学院の修了者及び弁理士試験の一部科目の既合格者に対して、弁理士試験の試験科目の一部免除制度を導入した。

- ・大学院修了者であって、省令で定める知的財産に関する科目の単位を修得した者について、大学院の課程を修了してから2年以内に行う短答式試験のうち「工業所有権に関する法令及び条約」の試験を免除。
- ・一部試験の既合格者に対し、既合格の試験を免除。

短答式試験合格者：合格から2年以内に行われる当該試験を免除

論文式試験（必須科目）合格者：合格から2年以内に行われる当該試験を免除

論文式試験（選択科目）合格者：その後行われる当該試験を免除

c. 業務独占資格である弁理士の責任を明確化

懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化を行うとともに、弁理士の名義貸しを禁止することとした。

d. 弁理士へのニーズに対応した業務範囲の拡大

弁理士が有する知的財産に関する専門的知見に対する多様なニーズに対応するため、弁理士が扱うことができる業務範囲の拡大を行った。

- ・弁理士の知見を活用できる分野として、不正競争行為の中から、弁理士が業務として扱う「特定不正競争」を追加。
- ・水際での知的財産権侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者側の代理業務を追加。
- ・外国へ特許出願等を行う際の資料作成等の支援を弁理士が行い得る業務として明確化。

e. 特許業務法人制度の利用を促進するための指定社員制度の導入

利用者への総合的な業務の提供主体である特許業務法人制度の活用を促進するため、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度を導入することとした。

f. 利用者の利便性向上のための弁理士情報の公開

利用者による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促すこととした。

2. 弁理士制度の現状

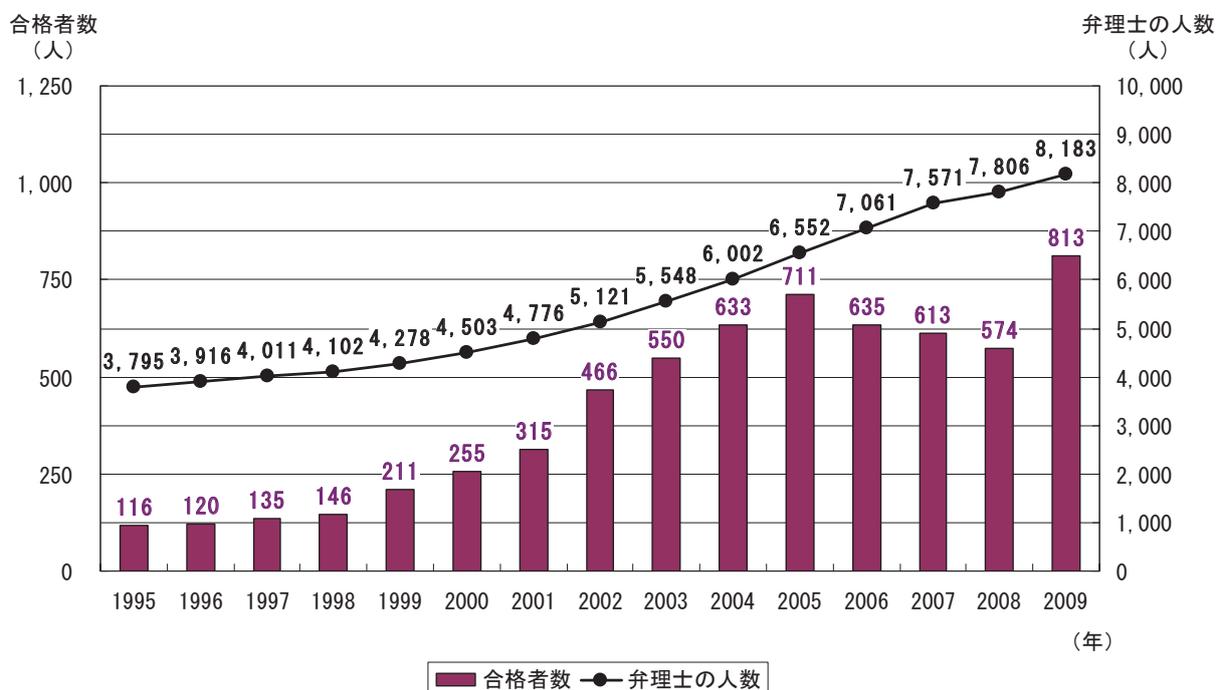
(1) 弁理士試験

有為な人材の参入を促進するために、2000年の弁理士法改正により試験制度が改正された。それに基づき、2001年の弁理士試験より、受験資格要件、予備試験が廃止されるとともに、2002年の弁理士試験より、新しい制度に基づく弁理士試験が開始された。

また、2007年の弁理士法改正により、選択科目の構成が見直されるとともに、免除対象者が拡大され、2008年の弁理士試験における一部試験合格者から、2009年以降の弁理士試験において免除を受けることが可能となるとともに、2009年の弁理士試験より新しい選択科目構成により試験が実施された。

これらの試験制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2009年末時点で8,183人となっている。

【弁理士数及び試験合格者数の推移】



(資料) 合格者数：特許庁作成

弁理士の人数：日本弁理士会調べ

(2) 特定侵害訴訟代理制度

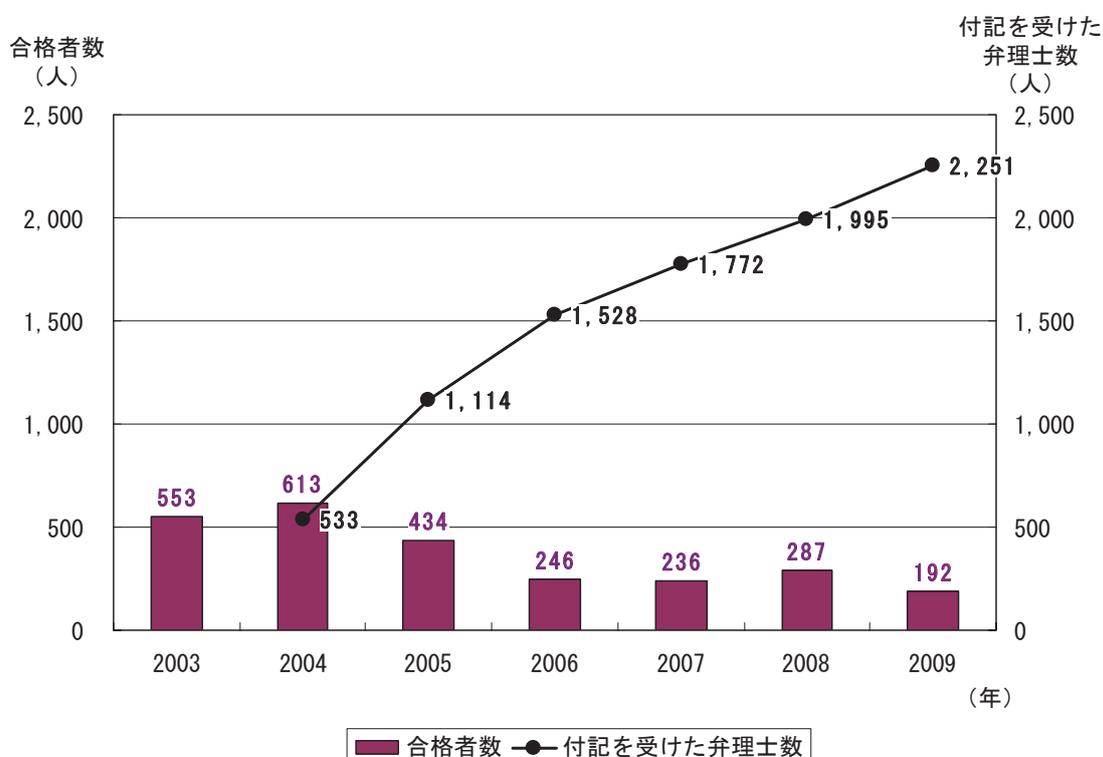
2002年の弁理士法改正により、弁理士に特定侵害訴訟における訴訟代理権が付与された。弁理士が訴訟代理業務を行うためには、訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するため日本弁理士会が実施する研修（能力担保研修）を修了し、当該学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した上で、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記登録を受けることが必要である。ただし、訴訟代理人となることができる事件は、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限られる。

このうち、能力担保研修は、民事訴訟に関する実務的な内容を中心に講義及び演習からなる合計45時間の研修であり、毎年5月から9月にかけて日本弁理士会により実施されている。2003年から開始され、2009年までに、延べ3,209名の弁理士が受講した。

上記研修を修了した弁理士は、毎年実施する特定侵害訴訟代理業務試験（民法、民事訴訟法その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項に関する試験）を受験することができ、2009年までに、延べ4,065名が受験し、2,561名が合格した。

上記試験に合格した弁理士のうち、2,251名（2009年末時点）がその旨の付記登録手続きを行い、特定侵害訴訟に関し弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限ってその訴訟代理人として活躍している。

【特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数及び試験合格者数の推移】



(資料) 合格者数：特許庁作成

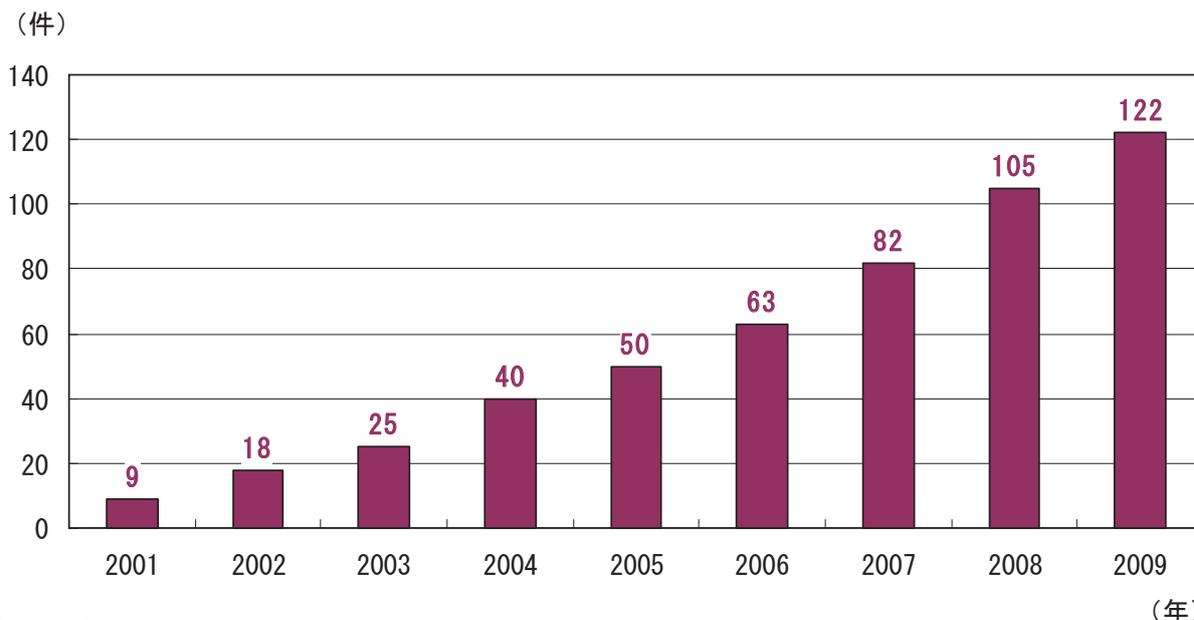
付記を受けた弁理士数：日本弁理士会調べ

(3) 特許業務法人

2000年の弁理士法改正において、特許事務所の法人化が解禁され、2001年1月6日より特許業務法人制度が導入された。続いて2007年の弁理士法改正においては、指定社員制度が導入され、2008年4月1日より施行された。

制度導入時より、特許業務法人の数は一貫して増加傾向にあり、2009年12月末時点で122法人が成立している。

【特許業務法人数の推移】



(資料) 日本弁理士会調べ

(4) 法定研修

2007年の弁理士法改正により、弁理士登録をしようとする者に対する研修(実務修習)、既登録弁理士に対する定期的義務研修(継続研修)が導入された。

両研修は、2008年度より実施され、実務修習については、2008年度は559名、2009年度は813名が修了した。継続研修において、弁理士は5年間に70時間の研修を受講することが義務付けられており、弁理士の能力維持、向上に寄与している。